

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方へ 人間ドック・脳ドック 検診費用助成のご案内

町では、国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している方が、町の指定医療機関で人間ドックまたは脳ドックを受診する場合に、検診費用の一部を助成しています。

助成対象者

- ① 国民健康保険に加入している40歳以上（検診日当日）の方、または後期高齢者医療保険に加入されている方。
 - ② 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料の未納がない方、または完納見込みの方。
 - ③ 同年度内に町が実施する集団健診および医療機関健診を受診していない（受診しない）方。
- ※人間ドックまたは脳ドックの助成を受けられた方は、同年度内に町が実施する集団健診および医療機関健診を受診することが出来ません。反対に町が実施する集団健診または医療機関健診を受診された方は、同年度内に人間ドックおよび脳ドックの助成を受けることが出来ません。

※上記すべての条件に該当する方が対象となります。

【申請受付期間】

4月1日（月）～平成32年2月28日（金）
（土・日曜日・祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

元号表記について…新年号が公表されるまでは、「平成」と表記しています。

【指定医療機関一覧】

指定医療機関	所在地	電話番号	人間ドック	脳ドック
取手北相馬保健医療センター 医師会病院健診センター	取手市野々井1926	0297-71-9500	○	○
J Aとりで総合医療センター 健康管理センター	取手市本郷2-1-1	0297-74-0622	○	○
東取手病院	取手市井野268	0297-84-1321	○	×
牛久愛和総合病院 総合健診センター	牛久市猪子町896	029-873-4334	○	○
セントラル総合クリニック 健診センター	牛久市上柏田4-58-1	029-874-7985	○	○
鳥越クリニック 脳ドックセンター	牛久市女化町223-5	029-874-8823	○	○
平和台病院 予防医療センター	我孫子市布佐834-28	04-7189-1119	○	○
筑波メディカルセンター つくば総合健診センター	つくば市天久保1-3-1	029-856-3500	○	○
筑波大学附属病院 つくば予防医学研究センター	つくば市天久保2-1-1	029-853-4205	○	○
霞ヶ浦成人病研究事業団 健診センター （東京医科大学茨城医療センター敷地内）	阿見町中央3-20-1	029-887-4563	○	○
龍ヶ崎済生会病院 龍ヶ崎済生会総合健診センター	龍ヶ崎市中里1-1	0297-63-7178	○	○
龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック 大徳健診センター	龍ヶ崎市大徳町1298-3	0297-61-0026	○	×

問い合わせ先・申し込み 役場保険年金課 ☎68-2211

国民健康保険係（内線248） ・後期医療係（内線239）

【助成額】

人間ドック 20,000円 脳ドック 27,000円

※助成は人間ドックまたは脳ドックの、**どちらか一方を同年度内1回**に限ります。

【申し込みからドック受診までの流れ】

- ①ご自身で指定医療機関（下記の表参照）へ予約をします。
↓
※平成30年度からご自身で予約することが可能となりました。
- ②役場保険年金課へ助成の申請をします。被保険者証と印鑑（スタンプ式は不可）を持って窓口までお越しください。
↓
※助成の申請をされずに受診されると全額自己負担となりますのでご注意ください。また、4月中は保険年金課窓口が大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合がございます。
- ③助成申請書に予約した指定医療機関と検診日などを記入された後、『助成決定通知書』を交付いたします。
↓
- ④検診日当日、指定医療機関へ『助成決定通知書』をご提出ください。
↓
- ⑤検診費用から助成額を差し引いた金額を指定医療機関へ支払います。

学生納付特例制度のご案内

学生は、国民年金保険料の納付を猶予することができます。保険料を納めることができないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

対象者 大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校に在学する学生など。所得制限あり。
※各種学校→学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程。

※制度の詳細、申請方法については、役場保険年金課国民年金係へお問い合わせください。

※平成31年度学生納付特例申請書（ハガキ形式）が届いた方は、必要事項を記入し、返送いただければ、窓口での申請は不要です。

平成31年度の国民年金保険料

16,410円/月

※国民年金保険料は、年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。

国民年金第1号被保険者と任意加入被保険者の方の平成31年度（4月～翌年3月分）の保険料が改正され、**1カ月1万6410円**となりました。保険料の納付期限は、法令で「納付対象月の翌月末」と定められています。納付期限までに保険料を納めないとならば、基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。

保険料の納付が経済的に難しい場合は、免除制度（所得制限あり）などを利用することができます。また、役場保険年金課国民年金係または、土浦年金事務所国民年金課にご相談ください。

平成31年4月から、国民年金保険料の産前産後期間の免除制度が始まりました！

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の一定期間、国民年金保険料が免除される制度が始まりました。産前産後期間免除として認められた期間は、保険料を納付したもとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

- 免除期間**
 - ・**出産予定日または出産日**が属する月の**前月から4カ月間**。
 - ・多胎妊娠の場合は、**出産予定日または出産月**が属する月の**3カ月前から6カ月間**。
※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方も含みます。）
- 対象者** **国民年金第1号被保険者**で、**出産日**が平成31年2月1日以降の方
- 届出時期** 出産予定日の6カ月前から、役場保険年金課で届け出が可能です。また、出産後でも届け出すことができます。
- 免除制度の開始日** 平成31年4月1日（月）
- 必要書類** 出産前の届け出…母子健康手帳など出産予定日の分かる書類。
出産後の届け出…町で確認できるため、原則不要。（ただし、被保険者とそのおさまが別世帯の場合は、出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類が必要となります。）

問い合わせ先 役場保険年金課 国民年金係 ☎68-2211（内線236）
土浦年金事務所 国民年金課 ☎029-825-1170（自動音声に従って【2】のあとに【2】を押してください）

外来・入院自己負担金 送金予定日

振込予定日 4月25日（木）
送金対象診療月 11月診療分から1月診療分まで
通帳記帳 「ジコフタン●●ガツ」

<償還対象>
外来自己負担金＝妊産婦・小児・ひとり親家庭の方
入院自己負担金＝年齢が0歳～18歳の方

※振り込み予定日前に振込口座・名義等を変更された場合は、振り込み不能となります。連絡をしていただくとともに、保険年金課へ口座変更届の提出をお願いします。

※領収書は、振り込みが確認できるまで、捨てずに保管してください。

医療福祉費支給制度の県内医療機関受診自己負担金について、左記の日程で、ご指定の口座にお振り込みを予定しています。

マル福
制度

医療福祉費支給制度（マル福）のご案内

問い合わせ先
役場保険年金課 医療福祉係
☎68-2211
（内線237・238）